

2014年第3回定例会・反対討論・第2稿（9・16）

私は、各委員長報告に対して、日本共産党を代表して討論をおこないます。

最初に、議第57号・平成26年度大分市一般会計補正予算（第1号）についてです。

第4款・衛生費、3項・清掃費、6目・ごみ減量・リサイクル推進事業費に、指定ごみ袋作製業務委託料1億4300万円が計上されています。また債務負担行為にも、指定ごみ袋作製業務委託料が限度額を2億3800万円増額し、3億8400万円に変更することが提案されています。

まず、説明責任ですが、有料化の条例が可決してから、全自治会などへの市民説明がされています。基金については、事前の市民説明はありません。市民軽視の姿勢といわざるをえません。市民との協働を標榜するのであれば、条例提案の前に市民への十分な説明責任を果たすべきです。有料化の強行では、市民の納得と合意は得られません。

2点目に、環境省の担当者から、「家庭ごみ有料化で、ごみが減量したという数的指標はしめされていない」という説明を受けました。家庭ごみ有料化が、ごみ減量・ごみ分別につながるかきわめて疑問です。また、リバウンドすることも、全国の例からも十分に考えられます。

3点目に、手数料に関する規定は、地方自治法第227条において、「特定の者のためにするもの」という限定のもとで認められています。日常のごみ収集は「特定の者」ではなく、市民全員のためのものですから、手数料を徴収することはできないはずです。地方自治法を拡大解釈しての有料化は許せません。「税金の二重取り」ともいえるものです。

4点目に、雇用不安、経営の悪化、年金支給額の削減、そのうえ消費税の

増税がおこなわれ、さらに今後、社会保障と税の一体改革での社会保障費の負担増が懸念されています。そうしたなか、家庭ごみ有料化は家計を直撃し、市民生活を圧迫します。

5点目に、指定ごみ袋の製造費については、情勢判断ミスで、指定ごみ袋製造費が大きく高騰し、製造枚数も増やさざるを得ませんでした。今後も製造費の高騰により、指定ごみ袋の値上げが懸念されます。

6点目に、ごみ収集・運搬・処分は、行政の責任でおこなうべきです。有料化で市民に負担を押し付けるのではなく、行政と市民総参加で、ごみの減量・リサイクルの徹底にとりくむことが求められていると考えます。

以上の理由から、議第57号・平成26年度大分市一般会計補正予算（第1号）に反対します。

ここで、平成26年・陳情第24号・家庭ごみ有料化の実施を凍結し、ごみ減量対策の徹底を求める陳情、平成26年陳情第32号・家庭ごみ有料化に関する陳情についてですが、委員長報告は不採択です。

これらの陳情は、「有料化の目的が、ごみ減量や費用負担の公平性となっているにもかかわらず、後になってから、ごみ減量に直結しない基金などの積み立てに充てるなど、市民への十分な説明がないのは納得がいかない」とか、「市民生活がたいへんななか、市民生活を直撃する」などと、家庭ごみ有料化の凍結や中止をもとめたものです。

補正予算と同じ趣旨の理由で、平成26年・陳情第24号、平成26年・陳情第32号の不採択に反対します。

さらに、家庭ごみ有料化にかかわる議案として、議第69号・事務の受託

の協議についてです。これは、野津原地区の手数料の徴収などにかかる事務を、由布大分環境衛生組合から、委託を受けようとするものあり、家庭ごみ有料化に反対する理由と、同趣旨で上の理由で反対します。

つぎに、議第58号・平成26年度大分市水道事業会計補正予算（第1号）についてです。これは、大分市水道局料金関連総合業務委託に係る債務負担行為に、限度額4億4300万円を設定しようとするものです。その目的に、「経営の効率化を図るとともに、職員の大量退職へ対応するため、料金センターの業務執行方式を見直し、料金徴収に係る一連の業務を民間業者に委託する」としています。まず、1件1件の料金調定・収納だけでなく、宿日直業務まで委託するものであり、市の責任の放棄につながりかねません。また、契約改定の度に、委託業者が変わることが想定され、経験・技術などの継承に不安が残ります。さらに万が一の場合、すみやかに対応できるかも疑問があります。

以上の理由から、議第58号・平成26年度大分市水道事業会計補正予算（第1号）に反対します。

つぎに、議第59号・大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議第60号・大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議第61号・大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてです。

これらの議案は、来年度から施行される「子ども・子育て支援新制度」の基準や運営について、条例を制定しようとするものです。

最大の問題は、市町村がになう保育の実施義務を、保育所のみに限定し、その他の保育施設の保育責任を切り捨て、利用者と事業者の直接契約にする点です。2点目に、保育所、幼稚園、認定こども園などの施設型保育と、乳幼児保育を主とする地域型保育事業の保育士の配置人数、給食の提供体制、障害児加算など、施設によって基準が異なる点です。3点目に、この制度の財源が消費税のみであり、財源保障は不透明のままという点です。そのため施設の運営に大きくかかわる公定価格は、仮単価のままとなっており、この時点の条例制定になじまないと考えます。4点目に、執行部は、児童福祉法24条1項が適用される保育所と、児童福祉法24条2項が適用される保育所以外の認定こども園、小規模保育などへの対応は変わらないとしています。しかし今後、入所を希望した場合、待機児童をなくすために、保護者の希望しない保育施設へ降る分けることが起こりうることは問題です。

今後の対応について、①子どもの最善の利益を基本に、格差のない制度にすること、②児童福祉法24条1項を基本に、市町村の保育実施責任を果たすこと、③現行保育水準を後退させないことがきわめて重要であり、今後にかかしていくべきです。

以上の理由から、議第59号・大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議第60号・大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議第61号・大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について反対します。

議第63号・大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、先の3条例案にかかわって、条例の一部改正をし

ようとするものであり、同じ趣旨で反対します。

つぎに、議第70号・土地の買収についてです。

これは、横尾土地区画整理事業公共用地として、約1万60平方メートルを1億7711万6945円、1平方メートル当たり1万7604円で、大分県土地開発公社から買い取ろうとするものです。

横尾公共団体区画整理事業は、幹線道路にアクセスせずメリットも少なく、公共の福祉の増進という本来の趣旨とかけ離れ、一部の人のためという指摘もある事業です。その区画整理事業内ののり面などを合計約10億4千万円もかけて買い取る一環であり、認めることはできません。

以上の理由で、議第70号・土地の買収について反対します。

最後に、請願・陳情についてです。

平成26年・陳情第33号・学力テストの学校別結果公表の中止を求める陳情について、委員長報告は不採択です。

テストの平均点が都道府県別に公表されることで、「順位をあげろ」と、学校現場に対する締め付けの強化がされることが予想されます。全国的には、そうした事態もあると聞き及んでいます。そもそも、全国学力テストの対象は、国語と算数・数学だけで、それが「特定の一部」にすぎないことは文部科学省も認めています。ところが、学力テストの結果を公表することで、テストの平均点を上げることが「学力向上」と、短絡的に受けとめられ、それが最優先の目的であるような風潮を引き起こすことは問題です。2点目に、教育現場において、学力テストの実施前に、「予備テスト」「事前テスト」などとして、類似問題を繰り返しとしてやらせる状況が、全国的にもあります。

学力テスト対策に偏っていることは、ひとり一人に向き合い本来必要な基礎学力を向上させることにはなりません。3点目に、限られた授業時間の中で、ドリル学習が重視され、分かる喜びを感じるための創意工夫した授業が、できなくなってしまう。4点目に、文科省は、いっせいテストの理由を「学習指導の改善に役立てるため」と説明しています。しかし、テスト結果が返ってくるのは数カ月後で、正解率や平均点などのデータ分析にとどまり、子どもがどこで間違ったか、どこが理解できていないかを詳しく把握することにはつながっていません。

わが党は、全国いっせいの学力テストは必要ないと考えています。ましてや過度な競争と、学校・地域の序列化を生む学力テストの学校別結果公表は、おこなうべきではないと考えます。

以上の理由で、陳情第33号・学力テストの学校別結果公表の中止を求める陳情の不採択に反対します。

以上で、討論を終わります。